

英語キャンプ約款

第1条 (約款の適用)

Akari Enterprises, LLC (以下「当社」)は、英語キャンプ参加者ご本人(以下「参加者」)に提供する英語キャンプ約款により、英語キャンプ(以下「キャンプ」)を提供いたします。

第2条 (契約の成立時期)

契約は、参加者が所定の参加費を合わせて当社に支払われ、当社がこれを受理した時に成立いたします。

第3条 (参加者の解除権)

参加者は、別表に定める取消料を当社に支払うことにより、いつでも契約を解除することができます。

第4条 (取消の成立時期)

参加者の都合により契約を取り消す場合、参加者ご本人の(未成年の場合は合わせて保護者の方)の取消の旨を記載した書面(Eメール)を提出していただきます。Eメールを当社が受け取った時点で、参加者との契約取消が成立いたします。

第5条 (費用)

①英語キャンプ費用には以下のものが含まれています。

- 申請料
- 授業料
- 教材費
- キャンプ内での移動に関わる交通費
- キャンプ内で訪れる施設の入場料

②英語キャンプ費用には以下のものが含まれていません。

- ホームステイ費用
- ホームステイ以外での宿泊費
- 渡航・航空券購入に伴う費用
- 日本国内、またアメリカ国内での交通費
- 海外旅行保険料
- 個人的費用(小遣い、電話代、娯楽、お土産代など)
- 傷害・疾病に関する医療費

第6条 (キャンプの範囲)

当社は、英語キャンプにおいて以下のサービスを提供いたします。

①英語キャンプ

②空港までの送迎

③ホームステイを希望される方には、滞在先の手続き&出発前にテレビ電話を通してのミーティング

④出発までのサポート

⑤滞在中のサポート

第7条 (料金の精算)

当社は第3条の定めにより、参加者が契約を解除された場合、解除のお申し出のあったときから二週間以内に以下の規定に基づいて払い戻しをいたします。

- キャンプ第一日目の60日以上前にキャンセルをされる場合は、70%の費用が払い戻しされます。
- キャンプ第一日目の31日から59日前にキャンセルをされる場合は、50%の費用が払い戻しされます。
- キャンプ第一日目の30日前以内にキャンセルされる場合は、払い戻しは出来ません。

第8条 (本契約に関する当社の責任)

①本契約申込みは、申込希望者が自己の責任のもとで渡航することを前提とし、渡航先でのトラブルや事故に対して当社は一切の責任を負いません。

②当社の責任は、キャンプの範囲に関するものに限定されます。

第9条 (当社からの解約事由)

以下のような事由が発生した場合、当社は契約を解約することもあります。その場合、第5条に基づいて、規定の取消料を申し受けます。

- ①参加者が、当社から案内した英語キャンプ手続きに必要な書類、参加費などを当社指定の期日までに送付されないとき。
- ②参加者が、所在不明、あるいは長期にわたり連絡不能となったとき。
- ③参加者が、当社に提出した情報に虚偽あるいは重大な遺漏のあることが判明したとき。
- ④参加者又はその関係者が、他の参加者、関係者、滞在先等に迷惑を及ぼす等キャンプの円滑な運営を妨げたとき、またその可能性が極めて高いと、当社が判断したとき。
- ⑤天変地異、戦乱又は暴動、運輸機関等の事故又は争議行為、官公署の命令、その他当社の責に帰さない事由により英語キャンプの実施が不可能になり、又は不可能になる可能性が極めて高いと当社が判断したとき。

第10条 (語学研修に関する注意事項)

- ①現地の生活様式や習慣、滞在先の国の法律、受入家庭の生活様式や習慣を尊重するよう努めて下さい。
- ②文化や考え方の違いから、滞在経験が必ずしも参加者の想像していたものと一致しないこともあり得ますが、英語キャンプの趣旨を踏まえて、自身の視野を拓けるよう、柔軟な姿勢で対処するよう心がけて下さい。
- ③キャンプ時間外での行動においては、参加者は現地の規則に従い、自らの責任で行動して下さい。
- ④キャンプの内容、スケジュールが、天候や現地の事情により予告なく変更されることがありますので、ご了承ください。

第11条 (送迎に関する注意事項)

- ①現地到着時に現地に大幅な変更があった場合には、お迎え担当者に連絡してください。
- ②帰国時の送迎サービスについては、帰国日の二日前に、必ず飛行機の時間の再確認をすること。その際、滞在先から空港までの交通事情、空港での搭乗手続きや出国審査などの混雑状況などを考慮して、十分余裕を持って空港に到着するよう出発時刻を設定すること。

第 12 条 (個人情報の取り扱い)

当社は、個人情報の保護に関する法律をはじめとする関係法令を遵守します。また、当社独自の個人情報の保護に関する指針を定め、申込者の個人情報の保護に努めます。

第 13 条 (協議)

本約款に定めのない事項は、参加者と当社が誠意をもって協議し、解決を図ります。

第 14 条 (発効期日)

当約款は、2018 年 4 月 1 日以降に申込まれるキャンプ契約に適用します。

第 15 条 (お問合せ窓口)

お問い合わせ先: Akari Enterprises, LLC (Akari Translations)

Address: P.O. Box 81564, Haiku, HI 96708-1564 USA

Phone: 808-280-5729

Email: info@akaritranslations.com